

農業振興部公共事業等評価シート

				NO	志和 - 1
事業名	農地整備事業(中山間地域型)	地区名	志和	市町村名	四万十町
事業期間	平成31年度～35年度	事業主体	高知県		
総事業費	338,000千円	負担割合	(国)55% (県)30% (町)5% (地元)10%		

◇ 事業概要

①対象者(受益者)

面積 (ha)				受益者 (戸)
田	畑	その他	計	
8.9	2.7	-	11.6	88

②目的

本地区の農業は、二級河川志和川の河川沿いに広がる農地で、水稻を中心に葉たばこ・ショウガ・キュウリ等の栽培が行われている。地区の農家は、高齢化及び後継者不足が進み、営農継続が困難な状況になってきているため、担い手への農地集積が地区の課題となっている。

志和川上流域の農地は、昭和63年頃整備済みであるが、下流域の農地は未整備で狭小・不整形、用水路は一部土水路であり、農地集積あるいは高収益作物の生産拡大が進まない状況である。

このことから、未整備の下流域の農地について区画整理などの基盤整備事業の実施と併せて、法人と中核的農家9戸に農地中間管理機構を活用して集積し、継続的・安定的に農業経営が可能となるよう高収益作物であるショウガの生産拡大を図る。

③整備手法(事業内容)

事業内容

工種区分		工事内容		工事費 (百万)
生産 基盤 整備	区 画 整 理	整地工	A=11.6ha 耕地40×75m	70
		道路工	L= 2.78km W=3.0m、4.0m	36
		用水路工	L= 2.58km ポンプ式300 大型式500×500～600×600	38
		揚水施設	N= 3箇所 揚水ポンプ 3箇所	34
		排水路工	L= 1.76km 大型式300×300～700×700 ブロック積水路1800×1200～3400×1300	83
	計			261
測量試験費他		実施設計、換地、移転補償	77	
計			338	

担い手育成対策

現況		目標 (H37年度)	
法人	0.7ha 1組織	→	法人 0.7ha 1組織
担い手農家	6.8ha 7戸		中核的農家 8.7ha 9戸

1 対象者とそのニーズ

①現状と課題

○現状

本地区は、水稻を中心に葉たばこや露地野菜を組み合わせた複合経営が行われているが、経営規模は小さい。小区画・不整形農地が大半を占めており、経営条件向上の阻害要因となっており、担い手への農地集積も進まない状況にある。

○課題

1. 基盤整備が実施されていないため、ほ場が不整形であり、用排水路や農道も未整備である。
2. 排水不良等の悪条件の農地は、遊休農地となっている。
3. 農業就労者の高齢化が進んでおり、担い手への集積が課題となっている。

②解決方法

○解決手法

1. ほ場整備を実施し、条件の悪い農地を優良農地とする。
2. 農地中間管理権の設定を行い、担い手に農地を集積する。

③未対策の場合の影響

・農業就労者の高齢化の進行と共に、遊休農地が拡大し、地域農業が衰退する恐れがある。

2 整備手法の選択理由

①これまでの営農方法

1. 田越し耕作、田移しによる灌水等隣接地権者間で調整しながら営農をしている。

②ニーズへの適合性

1. ほ場整備を行うことで、優良農地となり農地利用集積が行える。また、用水路等の維持管理労力の軽減が図られる。
2. ほ場整備を実施し、地域の担い手に農地を集積することで、遊休農地が解消され、地域営農の安定と発展が図られる。
3. 高収益作物の規模拡大が図られる。

③他に考えられる整備手法より、この手法が優れていると考えている理由

・本地区の生産基盤は、道路や水路が未整備であること、また水はけが悪い農地があるなど、複合的な課題を有しているため、水路、道路、ほ場の整備を総合的に行える、ほ場整備の実施が最も有効である。

3 事業の全体コストの把握

①総投資額（ランニングコストを含む）に対する費用対効果

総便益 (B)	総費用 (C)	投資効率 (B/C)	
411,821千円	÷ 357,373千円	= 1.15	≥ 1.00

②事業主体の負担額及び対象者（受益者）の負担額の妥当性

	負担率	負担金額（千円）	
国	55	185,900	
県	30	101,400	
町	5	16,900	
地元	10	33,800	(農家負担額 291千円/10a)
合計	100	338,000	

- 四万十町の負担について
 - 町の負担金については、必要な投資として了解を得ている。
- 受益者負担について
 - 農家負担額については、了解を得ている。
 - 農家負担を判定する増加所得償還率は7.0%で、目安となる40%を下回っている。

4 目標水準

目 標	基盤整備を実施し、農用地利用集積促進土地改良整備計画等に基づき担い手農家に農地利用集積することにより、遊休農地の解消及び防止を図るとともに、高収益作物の規模拡大により地域営農の継続的発展を図る。
-----	---

(1) 担い手への農地集積と高収益作物の規模拡大

- ・担い手に農地を集積し、高収益作物の規模拡大を図る。
 - ① 目的
 - ・担い手に農地を集積することで効率的な営農が可能となる。
 - ・高収益作物への転換が可能となる。
 - ② 地域内の担い手
 - ・地域内には、農事組合法人志和がある。
 - ・認定農業者7名及び予定者2名の個人農家がある。
 - ③ 認定農業者（予定者）への農地集積と高収益作物への転換
 - 農家⑧【(60代)】
 - 水稲 0.6ha ⇒ 水稲 0.48ha+シヨウガ 0.3ha
 - 農家⑨【(60代)】
 - 葉たばこ 0.6ha ⇒ 葉たばこ 0.75ha+シヨウガ 0.4ha

※地区内農用地面積

④ 経営形態移行の計画

現況		目標 (H37年度)	
法人	(0.7ha 1組織)	法人	(0.7ha 1組織)
自立経営農家	(6.8ha 7戸)	中核的農家	(8.7ha 9戸)
販売農家	(2.8ha 6戸)	個別経営農家	(1.6ha 4戸)
自家消費農家	(0.6ha 8戸)	自家消費農家	(0.6ha 8戸)
土地持ち非農家	(2.7ha 67戸)	土地持ち非農家	(67戸)
計	(13.6ha 1組織、88戸)	計	(11.6ha 1組織、88戸)

(2) 作付け計画

(作付面積 単位 : ha)

	水稻	葉たばこ	ショウガ	キュウリ	ニラ	遊休農地			計	備考
現況	5.4	4.2	0.1	0.2	0.0	2.9			12.8	本地率 田94(94)% 畑93(93)%
計画	3.5	5.0	2.0	0.2	0.2	0.0			10.9	
作付け増減	△ 1.9	0.8	1.9	0.0	0.2	△ 2.9			△ 1.9	() 計画

※作付面積は、整地面積に本地率を掛けたもの

現 状

水稻、施設・露地園芸の経営が行われているが、生産基盤が未整備なため、露地園芸の規模拡大要望に対応できていない。また、遊休農地が増加している。

5 その他（事業を推進するために必要な法令上の許認可手続き（地元の同意状況を含む）や課題等）

- ・ 土地改良法に基づく法手続、土地改良区の設立は平成30年度中に行う予定だが、いずれも仮同意は得られており、地元同意は十分にとれる見込みである。
- ・ 道路協議における協議事項については、関係機関（四万十町建設課）と調整済み。
- ・ 埋蔵文化財については、関係機関（四万十町生涯学習課）と調整済みであり、試掘の必要性は無い。